

Local
Cooperator

地域おこし協力隊活動日誌 vol.98

移住定住サポートデスクがオープンして半年！

紀宝町移住定住サポートデスクがオープンして半年が経ちました。町案内を始める前にモデルコースとして教えていただいたのが、町内のスポットはもちろん、新宮市などの近隣市町の大規模スーパーや総合病院も紹介し、便利な生活ができることを知ってもらおうコース。実際このコースも喜んでいただけますが、「土地勘が全くないので、町内14地区すべてを回りたい」、「祖母宅周辺の雰囲気が好きで、似たような場所があれば行きたい」など、みなさんのご要望はそれぞれだなと感じています。大里親水公園で、川を眺めながら1時間ほど話し込んだこともありました。

町案内をする中で印象に残っているのが、蝶々を走って追いかけるお子さんを見たご両親が、「大人しく遊ぶ子だと思っていたのに、こんな一面があるんだ！」と驚かれた場面に遭遇したことです。町内の風景などを見て感動されている姿を見るのもうれしいですが、



川の透明度に驚かれる相野谷川

この町案内で、お子さんの新しい一面を見るきっかけになったような気がして、さらにうれしくなった瞬間でした。

町案内は、満足してもらえるようにできるだけみなさんのご要望にお応えしたいと思っており、今後は、その季節ならではのものやイベントのタイミングと合わせて、柔軟にご案内できたらと考えています。

Police

紀宝警察署 からのお知らせ

自転車も道路交通法の罰則が適用されます！

7月11日（金）～20日（日）までは夏の交通安全県民運動期間です。自動車だけではなく、自転車に乗っている方も以下の点に注意しましょう。

◆運転中のながらスマホや酒気帯び運転に罰則

令和6年11月1日に改正道路交通法が施行され、自転車運転中における携帯電話の使用や自転車の酒気帯び運転等に関する罰則規定が整備されました。

◆自転車の違反行為に交通反則切符（青切符）を適用

令和8年4月1日施行予定で、16歳以上を対象に自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。

—— 紀宝警察署（☎33-0110） ——

Resources

ごみは資源 のコーナー

ペットボトルのラベルは剥がそう！

ペットボトルは、①キャップを外す、②中を洗って乾かす、③ラベルを剥がすのポイントを確認し、キャップと本体を分けて「資源の日」に出してください。

集まったペットボトルは津市にある「西日本ペットボトルMRセンター」に運ばれ、再度ペットボトルへと生まれ変わっています。

ポイント▶

ペットボトルのラベルは剥がして「プラスチック製容器包装」で出してください。



みのお兄さん
タカシくん

— 役場環境衛生課（☎33-0338） —

町では、年数が経過し老朽化している単独処理浄化槽や、くみ取り式便所から町営浄化槽への設置替えを進めるため、浄化槽までの配管費用や、単独処理浄化槽の撤去のための補助金制度を創設し、より一層の整備促進を図っています。

単独処理浄化槽を設置している世帯の場合、浄化槽にはトイレからの配管しかつながっていないことから、新しく合併処理浄化槽を設置する場合、台所やお風呂、洗面台、洗濯機などからの生活雑排水の配管を浄化槽まで接続する配管工事が必要で、ほかに、設置済みの単独処理浄化槽の撤去費用もかかることなどが、設置替えを踏みとどまっ

単独浄化槽・くみ取り式便所からの入替に補助金があります

今月のテーマ

シリーズ 浄化槽

「きれいな川を 未来に残そう」

Purified

町営浄化槽の

ここがポイント!!



環境衛生課 榎原栄佐

補助金を活用して入れ替えを！

配管工事費や単独処理浄化槽の撤去費への補助は、町営浄化槽を設置いただくことが前提です。

浄化槽の設置入れ替えを検討されている方は、これらの補助金を有効に活用して町営浄化槽整備にご協力ください。

補助金について詳しくは、役場環境衛生課までお問い合わせください。

しまつ理由のひとつです。推進策として単独処理浄化槽からの設置替えを行う際には、単独処理浄化槽の撤去工事費に対して9万円を上限に補助を行い、また浄化槽までの配管工事費に

対して6万円を上限に補助を行うことで、町営浄化槽のさらなる設置促進に努めています。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

Eco

シリーズ ストップ地球温暖化 その178

家庭でできる温暖化対策

～できることから始めよう～

今月のテーマ クーリングシェルターを設置



指定した施設には左のマークを掲示しています

町では、気候変動適応法の改正により、極端な高温時における熱中症による健康被害発生を防止するための施設として、今年度もクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を設置しました。

クーリングシェルターは、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときなど、危険な暑さから避難するために、暑さをしのげる場として利用できます。現在、町がクーリングシェルターに指定している施設は次の9か所です。

【指定箇所】

- ◆（株）主婦の店 パシフィックマーケット
- ◆ 役場本庁舎
- ◆ まなびの郷
- ◆ 町立図書館
- ◆ きほう健康プラザ
- ◆ 鶴殿郵便局
- ◆ 紀伊井田郵便局
- ◆ 御船郵便局
- ◆ 相野谷郵便局

【利用する際の注意点】

- ・ 休館日、時間外は利用できません
- ・ 飲料などはご持参ください
- ・ 各施設のルールを守ってご利用ください

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）まで。